



2024年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ユーザーローカル  
代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 将雄  
(コード：3984 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役 CFO 管理部長 岩本 大輔  
(電話番号 050-3204-2167)

監査等委員会設置会社への移行及び本店移転に伴う定款の一部変更及び  
役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年 9 月に開催予定の第19回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること、及び本店移転を行うことを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に付議する定款の一部変更及び監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役へ業務執行権限の委任を通じ、意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を図ります。

(2) 移行の時期

2024年 9 月に開催予定の当社第19回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 本店移転について

(1) 移転の理由

今後の事業拡大に向けた人員増加への対応及び経営効率の向上や、採用強化、職場環境の充実を図ることを目的として、本社を東京都品川区から東京都港区へ移転するものであります。

(2) 本店移転の時期

2025年 4 月 30 日までに開催される取締役会において決定する予定です。

### 3. 定款の一部変更について

#### (1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ②現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を「東京都品川区」から「東京都港区」に変更するものであります。
- ③資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨、その他所要の変更を行うものであります。
- ④上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### (3) 変更日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年9月20日（予定）
定款変更の効力発生日	上記3.（1）①及び③ 2024年9月20日（予定） 上記3.（1）② 2025年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

### 4. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

#### (1) 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者

（2024年9月20日開催予定の第19回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
伊藤 将雄	代表取締役社長	同左
渡邊 和行	取締役 コーポレートセールス部 部長	同左
岩本 大輔	取締役 管理部 部長	同左
松崎 良太	取締役（社外）	同左
伊藤 拓	取締役（社外）	同左

#### (2) 監査等委員である取締役候補者

（2024年9月20日開催予定の第19回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
渡辺 智美	取締役 監査等委員（常勤・社外）	常勤監査役
中村 賀一	取締役 監査等委員（社外）	監査役
田中 裕幸	取締役 監査等委員（社外）	監査役

以上

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(自己株式の取得) 第 9 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 10 条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u> 3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 18 条 当社の取締役は、<u>3 名以上とする。</u></p> <p>(新 設)  2. <u>当社の社外取締役は 1 名以上とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削 除)  (株主名簿管理人) 第 9 条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10 名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(削 除)</p>

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. (条文省略)
3. (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(補欠取締役の選任)

第 20 条 当社は、法令又は本定款に定める取締役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において取締役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

2. 補欠取締役の選任方法は第 19 条第 2 項及び第 3 項を準用する。
3. 補欠取締役の選任に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新 設)

2. 増員又は補欠として選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2. (現行どおり)
3. (現行どおり)
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(削 除)

(任期)

第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(削 除)

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

第 26 条 (条文省略)

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(新 設)

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、3 名以上とする。

(選任)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 21 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 25 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(補欠監査役の選任)

- 第 31 条 当社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。
2. 補欠監査役の選任方法は第 30 条第 2 項を準用する。
3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

- 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

## 第6章 計算

第39条 (条文省略)

(期末配当金)

第40条 当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第6章 計算

第34条 (現行どおり)

(削 除)

(削 除)

<p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  <u>第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u>  <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u></p>
<p>第 42 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑則</p>	<p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 雑則</p>
<p>第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 19 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 19 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(本店の所在地の変更に関する経過措置)</u>  <u>第 2 条 第 3 条（本店の所在地）の変更は、2025 年 4 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第 2 条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>